JIS Q 1000 （JIS Q 17050-1）に基づく自己適合宣言書

番号： LXCH-2104

発行者の名称： 株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan
トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場
発行者の住所： 愛知県 知多市 北浜町 ２５番地の７

宣言の対象： 多機能トイレパック NEW PUBLIC TOILET HL ：PTWC-CC18***

上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

A-1）大便器 フラッシュバルブ部

〈規格／文書番号〉		〈版数／発行日〉
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条	水撃限界性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条	負圧破壊性能	平成九年厚生省令第十四号

A-2）シャワートイレ止水栓

〈規格／文書番号〉		〈版数／発行日〉
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号

B-1）洗面器自動水栓部（電気温水器有仕様）

〈規格／文書番号〉		〈版数／発行日〉
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条	水撃限界性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条	逆流防止性能	平成九年厚生省令第十四号

B-2）洗面器自動水栓部（電気温水器無仕様）

〈規格／文書番号〉		〈版数／発行日〉
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条	水撃限界性能	平成九年厚生省令第十四号

B-3）手洗器自動水栓部

〈規格／文書番号〉		〈版数／発行日〉
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条	水撃限界性能	平成九年厚生省令第十四号

C-1）オストメイト流し フラッシュバルブ部

〈規格／文書番号〉 〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条 負圧破壊性能 平成九年厚生省令第十四号

C-2）オストメイト 混合水栓部

〈規格／文書番号〉 〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条 逆流防止性能 平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条 負圧破壊性能 平成九年厚生省令第十四号

追加情報（自己適合宣言の対象に関係する品質管理体制の説明）：

株式会社 LIXIL 知多工場は、品質保証の国際規格である ISO 9001 の認証および、
日本工業規格 JIS B 2061（給水栓）の認証を取得している。

問合せ先： 株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan
トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場 品質保証課
TEL: ０５６２－４０－４０５１ FAX: ０５６２－３１－０６１６

（発行日） 2021 年 3 月 19 日

（発行場所） 株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan
トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場

（役職名、氏名） 工場長 長岡 俊英

この文書は、JIS Q 1000（JIS Q 17050-1）に基づき作成された自己適合宣言書である。

評価試験結果報告書

<u>株式会社 LIXIL</u>

<u>発行日：2021 年 3 月 19 日</u>

1) 製品名：多機能トイレパック NEW PUBLIC TOILET HL
2) 製品品番：PTWC-CC18***
3) 生産工場名：株式会社 LIXIL 知多工場

以下、評価試験結果を示す。

A-1) 大便器 フラッシュバルブ部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1（水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3（水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
負圧破壊性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条）	JIS S 3200-5（水道用器具-負圧破壊性能試験方法）	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格

A-2）シャワートイレ止水栓

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1 （水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし

判定結果	合格

B-1）洗面器自動水栓部（電気温水器有仕様）

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1 （水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3 （水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
逆流防止性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条）	JIS S 3200-4 （逆流防止性能試験）	水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと	全てにおいて異常なし

判定結果	合格

B-2）洗面器自動水栓部（電気温水器無仕様）

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1 （水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3 （水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下

判定結果	合格

B-3）手洗器自動水栓部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1（水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3（水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下

判定結果	合格

C-1）オストメイト流し フラッシュバルブ部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1（水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3（水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
負圧破壊性能（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条）	JIS S 3200-5（水道用器具-負圧破壊性能試験方法）	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格

C-2）オストメイト 混合水栓部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関係する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条）	JIS S 3200-1 （水道用器具-耐圧性能試験方法）	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条）	JIS S 3200-3 （水道用器具-水撃限界性能試験方法）	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
逆流防止性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条）	JIS S 3200-4 （逆流防止性能試験）	水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと	全てにおいて異常なし
負圧破壊性能 （給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条）	JIS S 3200-5 （水道用器具-負圧破壊性能試験方法）	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格